府職労　2017年度保健所支部要求への回答（平成29年3月23日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。

第２の１）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の１）④の特殊勤務手当の要求については、平成21年度に府民の理解が得られるよう見直しを行ったところであり、支給範囲の拡大及び手当新設は困難。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の1）⑤、⑥の要求について、時間外勤務等の適正化、年次休暇等の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところ。また、平成17年度から年間360時間の時間外勤務命令の上限規制を導入するとともに、平成21年度から、午後９時までに執務室消灯などを行っており、次長会議を受けて、各所属に対し、定期的に時間外勤務実績の報告と、一層の取組みを要請するなど時間外勤務の縮減に取り組んでいるところ。さらに、本年度についても、計画的・効率的な業務執行をさらに定着させ、併せて時間外勤務縮減に取り組むこととし、７月１日から８月31日までの間、午後８時までの執務室消灯を行うなど、時間外勤務縮減の徹底に取組んでいるところ。加えて、大阪府庁版「働き方改革」で示された長時間労働是正の取組も順次実施していきます。各所属においても勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、時間外勤務の縮減に努めていますが、やむなく、時間外勤務をする場合には給与条例等に基づいて適切に対応しているところ。なお、公用携帯電話については、各所に２台配置しており、効率的、効果的な使用に努めているところ。

第２の２）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の２）④の時間外勤務の要求については、勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、縮減に努めているところ。引き続き、所属長等のマネジメントのもと、こういった取り組みを続け、適正な勤務労働条件の確保に努めてまいりたい。

第２の３）①から⑥の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、産休等の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところ。

第２の４）①の通勤時間の要求については、現在、１時間30分以内を目標に努力している。職員の人事異動については、今後も適正に努めてまいりたい。

第２の４）②から⑩の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の４）⑪から⑫の要求について、ＱＦＴ検査については、25年度より、新たに結核業務に関わる保健所職員（非常勤職員含む）を対象に実施しているところ。来年度においても引き続き、行ってまいりたい。職員の安全衛生は、非常に重要な問題であると認識しており、要求については、全庁的な問題ですので、関係課に伝えてまいりたい。

第３①から④の要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３⑤から⑧の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第３の⑨の要求について、36協定における時間設定については、各所属の実態にあったものとなるよう、各所属にも周知してまいりたい。また、各所属にも機会を通じて時間外勤務等の適切な対応を周知してまいりたい。

第３の⑩の要求について、冷暖房設備の切り替えに伴う清掃・点検については、適切な時期に対応してまいりたい。